

阿南市人権施策基本方針

第1章 はじめに

1 基本方針策定の趣旨

本市においては、全国に先駆けて、平成5年(1993年)に制定した「阿南市部落差別撤廃・人権擁護に関する条例」を発展的に再構築した「阿南市人権尊重のまちづくり条例」に基づき、人権に関する施策を総合的に推進するため、中長期的な展望の下、平成20年(2008年)に「阿南市人権施策基本方針(以下「基本方針」という。)」を策定し、同和問題の早期解決と人権擁護、あわせてすべての人の人権が尊重される阿南市の実現をめざして取り組んできました。

しかしながら、依然として多くの人権問題が存在し、さらに社会経済情勢の急速な変化に伴い、インターネットを悪用した人権侵害など新たな問題が顕在化し、人権問題はますます多様化、複雑化の傾向にあります。

このような状況から、平成28年(2016年)に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下「障害者差別解消法」という。))」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(以下「ヘイトスピーチ解消法」という。))」、「部落差別の解消の推進に関する法律(以下「部落差別解消推進法」という。))」などが施行され、今後ともさまざまな人権問題の解消に向け、人権教育・啓発のより積極的な取組が求められています。

この度、これらの法律の施行に伴い、「阿南市人権尊重のまちづくり条例」を一部改正するとともに、新たな課題への対応を含め、基本方針の改訂を行いました。

2 基本方針の理念

(1) 基本的な考え方

人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人として生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利として、日本国憲法において国民に保障されています。

それはまた、国や地方公共団体などの公権力の主体との関係においてだけでなく、国民相互の関係においても尊重されるべきものであることはいまでもありません。

人権尊重の理念は、自分の権利のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して人権を相互に尊重し合うこと、すなわち人権の共存の考え方と理解されています。

人権尊重のまちづくりには、地域社会における組織やグループづくりと、地域社会に暮らすあらゆる立場の人々が協働する取組が必要です。すなわち、人権尊重が当たり前としてとらえられることのできるまちをつくるということです。一人ひとりの人権意識を育むだけでなく、私たちの暮らしや生き方の中に、人権が思考や行動の価値基準として、しっかり根づいたまちをつくりだしていくということです。いわゆる人権文化の創造です。

こうしたことから、本市においては同和問題をあらゆる人権問題の重要な柱としてとらえ、すべての市民がお互いの人権を尊重し合い、多様性を認め、心豊かに安心して暮らせる希望に満ちあふれた人権尊重のまちづくりをめざして、阿南市における真の人権確立に向けたさまざまな施策の推進に努めていきます。

(2) 人権尊重の視点に立った行政

市行政は、あらゆる分野において人権尊重の視点に立つことが求められています。

特に、市行政に携わるすべての職員は、同和問題をはじめさまざまな人権問題に対する正しい認識を深め、鋭い人権感覚を身に付けることにより、日常業務とのかかわりの中で問題解決への意欲と熱意をもって主体的な行動をとることが大切です。

3 基本方針の性格

この基本方針は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（以下「人権教育・啓発推進法」という。）」第5条の地方公共団体の責務の規定に基づいています。また、策定に当たっては、人権に関する法律をはじめ、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」及び「徳島県人権教育・啓発に関する基本計画」の趣旨を踏まえ、本市が取り組むべき人権教育・啓発の基本的な方向性を示したものです。

さらに、「第5次阿南市総合計画—しあわせ阿南2020」〈後期基本計画〉はもとより、その他関連する現在の計画等との整合性を保ち、本市で実施する諸施策における人権教育・啓発分野に係る基本的な指針となるものです。

第2章 人権問題をめぐる状況

1 国際的潮流

国際連合（以下「国連」という。）は、20世紀において二度にわたる世界大戦の惨禍を経験したことを教訓に、昭和23年(1948年)12月10日の国連第3回総会において、人権及び自由を尊重し、確保するために、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として「世界人権宣言」を採択しました。この第1条には、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」と明記されています。また、この宣言で規定された権利に法的な拘束力を持たせるため、昭和41年(1966年)に「国際人権規約※1」が採択されました。

さらに、「人種差別撤廃条約※2」、「女子差別撤廃条約※3」、「児童の権利条約※4」、「障害者権利条約※5」などの多くの人権に関する条約が採択され、今や人権の尊重が平和の基礎であるということが世界の共通認識となってきています。

しかし、こうした国連や国際社会におけるさまざまな取組にもかかわらず、世界各地において人種や民族、宗教などの違い、あるいは、政治的対立や経済的利害に起因する地域紛争、飢餓、難民、テロなどの深刻な人権問題が後を絶たない状態が今もなお続いています。

このような国際社会の深刻な状況を受け止め、平成5年(1993年)にウィーンにおいて世界人権会議が開催され、すべての人の人権及び基本的自由が普遍的であることを確認し、「ウィーン宣言及び行動計画」が採択されました。これを受けて、平成6年(1994年)には、平成7年(1995年)から平成16年(2004年)の10年間を「人権教育のための国連10年」と宣言する決議がなされ、人権尊重の文化が普遍的に確立することを求めて、世界各国において「人権教育」を積極的に推進するよう「人権教育のための国連10年行動計画」を採択しました。

現在、この精神は「人権教育のための世界計画」に引き継がれ、この計画の第1段階（2005年～2009年）は、初等中等教育に焦点を絞って人権教育の推進を図る取組が進められ、第2段階（2010年～2014年）では、高等教育における人権教育及び教員や教育者、公務員、法執行官及び軍関係者の人権研修に重点を置いた取組が展開されました。さらに、第3段階（2015年～2019年）では、第1、第2段階の実施の強化とメディア専門家及び報道関係者を対象とした人権研修の促進に取り組んできました。

今後、第4段階（2020年～2024年）として、これまでの3段階についても取組を強化するよう呼びかけるとともに、若者に焦点を当て、特に平等、人権と非差別、包摂的で平和な社会の構築のために包摂と多様性の尊重に力点を置いた取組になるよう協議が進められています。

また、平成27年（2015年）9月に国連で、持続可能な開発のための2030アジェンダが

採択され、そこに含まれるSDGs（エスディージーズ：持続可能な開発目標）の17目標の内容はどれも「人が生きること」と関連しており、人権がベースにあります。誰一人取り残さず、SDGsを実施していくため、国内実施及び国際協力の両面においてさまざまな取組が進められています。

2 国及び徳島県における取組

国においては、これまですべての国民が基本的人権の享有を保障する「日本国憲法」の下で、「国際人権規約」をはじめとする人権関係諸条約に加入し、人権が尊重される社会の形成に向けた取組を進めてきました。

さらに、国連の「人権教育のための国連10年」を踏まえ、平成9年（1997年）に「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」を策定し、国際的な流れと連動した取組を開始、各人権課題に関わる法制度の整備が進められてきました。

平成12年（2000年）には、人権教育・啓発推進法が施行され、人権教育・啓発の理念、人権教育・啓発の推進についての国及び地方公共団体並びに国民の責務が明記され、これに基づき、平成14年（2002年）には「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定、人権尊重社会の早期実現に向け、人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとなり、平成23年（2011年）4月1日には「北朝鮮当局による拉致問題等」の事項を加える閣議決定がなされました。

また平成28年（2016年）4月には、すべての国民が障がい※6の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を目的に「障害者差別解消法」が、6月には、外国人に対する差別的言動の解消を目的に「ヘイトスピーチ解消法」が、12月には、現在もなお部落差別が存在し、情報化の進展に伴ってその状況に変化が生じていることを踏まえた上で、部落差別のない社会の実現を目的に「部落差別解消推進法」が施行されました。

令和元年（2019年）5月、改正労働施策総合推進法が制定され、職場でのパワーハラスメント※7を防止するために、企業に相談窓口の設置などの防止策を義務付け、また6月には、働く場でのハラスメントを禁止するILOの条約も採択されました。

徳島県においても、「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」が策定されたことを踏まえ、平成11年（1999年）に「人権教育のための国連10年徳島県行動計画」を策定し、計画の理念である人権という普遍的文化を構築するために、人権教育・啓発の取組が進められてきました。現在はこの理念を引き継ぎ、平成16年（2004年）12月に策定した「徳島県人権教育・啓発に関する基本計画」により、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進しています。

3 本市の取組

本市においては、昭和40年(1965年)の「同和対策審議会答申^{※8}」を踏まえ、同和問題解決を早い段階から市政の重要施策に位置付け、行政の責務としてその早急な解決のため、同和対策事業における生活環境改善をはじめ、教育対策、就労対策、産業の振興、啓発活動などの諸施策を講じてきました。平成5年(1993年)6月には、全国の自治体に先駆けて「阿南市部落差別撤廃・人権擁護に関する条例」を制定し、また、総合的かつ計画的な取組により、部落差別撤廃のために必要な環境改善対策に関し、着実な成果を上げるとともに、部落差別をはじめあらゆる差別を解消していくための教育・啓発が行われ、市民と行政が一体となって計画的かつ着実に人づくり・まちづくりを推進してきました。しかし、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が平成14年(2002年)3月31日に終了し、また、平成8年(1996年)「地域改善対策協議会意見具申」^{※9}の「今後は同和問題の歴史性を踏まえつつあらゆる人権課題解決へつなげるために再構築すべき」との趣旨にのっとり、「阿南市部落差別撤廃・人権擁護に関する条例」から人権問題を取り巻くさまざまな状況を踏まえ、新たな方向性をめざした条例制定の動きが出てきました。そこで、平成17年(2005年)9月に「阿南市部落差別撤廃・人権擁護に関する条例」を発展的に再構築した「阿南市人権尊重のまちづくり条例」を制定、同年10月1日に施行し、同和問題をあらゆる人権問題の重要な柱としてとらえ、女性、子ども、高齢者、障がい者^{※10}をはじめとするさまざまな人権問題の解決をめざし、従前より開催している阿南市人権教育・啓発市民講座に加え、課題別に集中して講座を開催し見識を深めるなどの創意工夫を凝らした事業の推進や、阿南市人権教育協議会(旧:阿南市同和教育協議会)での研究大会・支部大会・地域座談会・各種研修会の開催等に取り組んできました。

また、阿南市教育委員会においては、「阿南市教育振興計画―後期基本計画―」の中で人権教育の推進を掲げ、人権教育推進の強化と啓発活動の徹底、人権を守る運動の普及、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題の解決に向けた人権教育・啓発活動の推進等を行ってきました。

さらに、平成18年(2006年)9月22日には、男女平等の実現に向けた「阿南市男女共同参画推進条例」を公布、施行し、平成20年(2008年)にはこの条例の基本理念を基本目標とし、「阿南市男女共同参画基本計画」を策定しました。現在は平成31年(2019年)3月に策定した「第3次阿南市男女共同基本計画」を指針として男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいます。また、平成23年(2011年)に策定した「第5次阿南市総合計画―しあわせ阿南2020」のうち、平成28年度(2016年度)に策定した「後期基本計画」においても重点施策として「豊かな心と学びのまちをつくる」を掲げ、引き続き、人権尊重のまちづくりの総合的推進、市民全体の人権意識の高揚、人権問題に関する支援の充実及び人権教育啓発推進拠点の

充実に取り組んでいます。

こうした中、平成28年（2016年）に「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別解消推進法」が施行されたことに伴い、今回、「阿南市人権尊重のまちづくり条例」を一部改正するとともに、基本方針の見直しを行い、なお一層人権尊重の意識の高揚を図り、さまざまな人権問題の解決に向けて取り組んでいきます。

また、令和元年（2019年）10月には、国内最大級の国立ハンセン病療養所がある熊本県合志市と、人権教育・啓発を中心とした「パートナーシティ協定」を締結し、交流を通してさらなる人権啓発に取り組んでいきます。

さらに、国連で採択されたSDGsの17目標のうち、特に人権に関する目標について、国・県と連携しながら取り組んでいきます。

第3章 人権施策の推進

人権施策とは、人権尊重の社会をめざすさまざまな取組をいい、施策の推進に当たっては人権侵害や差別をしないという強い思いを持つための人権教育・啓発を創意工夫しながら取り組むべきであり、人権侵害を受けた人々への支援や相談体制の充実を図り、当事者の思いや意見を尊重しながら、人権のまちづくりへと発展させていくことが重要です。そして、各種関係機関及び民間団体等と連携、協力しながら適切な支援や制度の創設を図っていく取組が実現してはじめて人権施策が行われていると考えます。

1 人権教育・啓発の推進

(1) あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

「人権教育・啓発推進法」第2条には、「人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。」と定義されています。

本市においては、この法律の趣旨を踏まえ、家庭、学校等（保育所・幼稚園・認定こども園を含む。）、地域、職域などあらゆる場や機会を通じて人権教育・啓発を推進していきます。

① 家庭における人権教育・啓発の推進

ア 基本認識

家庭においては、家族との日々の生活の中で、豊かな人間性と基本的人権の尊重意識が育まれる家庭環境づくりをめざし、学校等及び地域との連携を深め、それぞれが持つ機能を十分に活用しながら、地域社会に根付いた人権教育・啓発活動を展開していくことが大切と考えます。

また、家庭では家族一人ひとりが個人として尊重され、各人の人権が等しく守られていくことが重要です。そのためには、年齢や性別等にかかわらず、家族一人ひとりが日常生活において直面しているさまざまな人権課題の解決に向けた人権教育・啓発が推進されなければなりません。

イ 現状と課題

家庭においては、いじめ、不登校、ひきこもり、児童虐待※11など子どもに関することや、男女共同参画を基本とした家族のあり方をどう実現していくか、また高齢者や障がい者が等しく家族及び社会の一員として暮らしていくために何をすれば良いかなどをはじめとして、すべての人の人権が尊重されるまちづくりを推進する上で、数多くの課題が山積しています。

本市では、「阿南市家庭人権学習の日（毎月第1日曜日）」を通じて、学校・地域と連携し、同和問題をはじめとするあらゆる差別を解消するための学習の場の提供に努めてきました。また、保護者のための家庭教育支援活動として家庭における保護者の悩みごとや子どもたちを取り巻くさまざまな問題に対する相談窓口「育みクラブ」を開設してきました。

しかし、急速な少子高齢化や核家族化、あるいは共働き家庭の増大などの家庭環境の変化に伴い、家庭が育ててきた豊かな情操や人格の形成というこれまでの家庭の教育力が低下し、子育てや子どもの教育について悩みや不安を持つ家庭や配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス（DV）※12）、高齢者の介護と同居の問題に直面する家庭など、さまざまな人権課題を抱えた家庭が増えています。

平成13年(2001年)7月の社会教育法の改正では、家庭教育に関する学習機会の充実が求められています。そこで、保護者への学習機会や子育て情報の提供、相談体制の整備をはじめ、PTA及び公民館等の学習・啓発活動を通じて家庭における人権教育・啓発のより一層の充実が図られるような支援が必要となります。

ウ 施策の基本的方向

(ア) 学校等及び地域との連携

家庭は社会の最小単位であるとの認識に立ち、すべての人の人権が尊重されるまちづくりを推進するためのスタートラインとして位置付けることが大切です。また、家庭の中では家族のだれもがお互いの人格を認め合い、尊重し合わなければなりません。

このため、上述した課題に対する取組を含め、学校等及び地域との連携を図り、各家庭が抱えている人権課題に対する学習機会の提供に努めるなど、家庭及び家庭教育に対する支援の一層の充実に努めます。

(イ) 人権尊重意識の普及・啓発と相談体制の充実

今日、家庭を取り巻く状況を見ても、主として子どもや高齢者が弱い立場に立たされて人権が侵害されるケースの増加や、家族間のコミュニケーションの希薄化が招くふれあいの場の減少など、家庭内においても家族で人権学習を進めるという状況が整っているとは言い難いのが実情です。

こうしたことを踏まえ、次の施策の充実に努めます。

- a 広報紙や市ホームページ等を通して、人権啓発及び情報提供の充実に努めます。
- b 各関係機関や市民活動を行っている団体と連携し、家庭における人権教育が促進されるような学習機会の充実に努めます。
- c 相談員の資質の向上を図る研修を行うとともに、だれもが相談できる相談体制の充実に努めます。

② 学校等における人権教育・啓発の推進

ア 基本認識

学校等においては、乳幼児・児童・生徒一人ひとりが主役であることから、それぞれの発達段階に応じながら、教育活動を通じて人権尊重の意識を高め、命の大切さや他人の痛みが理解できる心、お互いの違いを認め合う心といった豊かな人間性を培う教育の充実を図る必要があります。

このため、学校等では、家庭や地域社会との連携を更に密にし、自分の人権のみならず、他人の人権についても正しく理解を深めるとともに、「いじめ」などあらゆる人権侵害を許さない認識や行動力を育成することが大切です。

イ 現状と課題

人権教育の推進に当たっては、すべての学校等でそれぞれの人権教育の目的や目標の実現をめざして、自ら学び自ら考える力や、「生きる力」を育む教育活動を実施するとともに、乳幼児・児童・生徒の発達段階に応じて、年間計画に基づいて工夫を凝らした取組を行ってきました。

また、確かな人権教育を推進するためには、教職員（保育所職員）自らが使命を自覚し、人権問題を自分の問題としてとらえ、自らの意識改革を図ることが大切であるとの認識に立ち、「校内教職員研修」（「職場内人権問題研修」）「学校人権教育夏季研究大会」「中学校区別人権教育研究会」「校種別研究会等各種研究会」等の研修会により家庭・学校等・地域の交流を通して人権意識の高揚に努めてきたところです。

しかしながら、現代では子どもへのスマートフォンの急速な普及により、インターネットやSNS※13上のトラブルやいじめが増えており、表面に現れにくいことから陰湿化・深刻化し、自殺も増えています。また、少年犯罪等の人権尊重の根幹を揺るがす事件が全国的に発生するなど、子どもたちを取り巻く生活の中で人権尊重の意識が薄れている状況が起こっており、学校等における人権教育の充実や子ども自身が相談しやすい窓口の整備が重要です。

さらに、保護者が研修会に参加する機会が少なくなったことや、地域社会そのものの信頼関係や結束も希薄になってきているなかで、今後、どのようにして家庭・学校等・地域が連携して子どもの人権を守るかが課題として考えられます。

ウ 施策の基本的方向

(ア) すべての学校における人権教育の推進

本市の「教育方針※14」の下、一人ひとりを大切にした教育を推進する観点から幼児・児童・生徒の発達段階に即し、教育活動全体の中に同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の視点を取り入れた教育内容を創造するなど、人権尊重の精神を高める教育を推進します。

(イ) 人権教育の内容の充実

人権尊重の基盤には生命の尊厳があり、命が軽視されている事件が多発している今日、命の尊さを人権教育の基盤に据えることが大切です。

(ウ) 実践的研究を進めるための研究指定校と教材資料の提供

研究指定校でそれぞれに研究主題を掲げて人権教育の促進と実践的研究の推進を図るとともに、新たな教材や各種資料等の提供に努めます。

(エ) 教職員（保育所職員）研修の計画的・具体的な推進

確かな人権教育を推進するためには、教職員（保育所職員）が自らの使命を自覚し、人権問題を自分自身の問題としてとらえ、自らの意識改革を図ることが大切であり、そのためには研修の計画・内容・方法の改善及び充実に努める必要があります。

(オ) 家庭・学校等・地域の連携

家庭・学校等・地域が連携を図り、「地域の子どもは地域社会で育てる、守る」という視点に立ち、地域社会の教育力を高める、地域社会の組織づくりを促す取組を推進するとともに協力体制を築くように努めます。

社会の変化や多様な人権問題に対応するため、実社会において幅広い知識や経験、能力を持った人を講師として学校に招き、時代の変化に対応した人権教育の展開を図ります。

③ 地域における人権教育・啓発の推進

ア 基本認識

人権尊重の意識は家庭や学校等、地域で涵養されることから、乳幼児期からの人権教育が重要であり、家庭・学校等・地域が連携して取り組むことが必要です。

地域社会は、人権尊重の意識を涵養する重要な役割を果たしており、一人ひとりの人権が尊重され、差別を許さない人間関係の育成と人権尊重の精神に立った地域社会づくりをめざしていくことが重要です。

イ 現状と課題

地域における人権教育及び人権啓発は、これまで生涯学習の拠点である公民館を中心として、隣保館、教育集会所、各種団体、家庭、学校等と連携し、同和問題をはじめあらゆる人権問題について解決を図るための講座や研修会を開催し、より多くの市民に学習する機会を提供する活動に取り組んできました。

また、阿南市人権教育協議会支部大会・地域座談会の開催を通じて、人権をテーマとして家庭や地域でみんなが話し合う機会（阿南市家庭人権学習の日）を提供し、人権意識の高揚を図ってきました。

しかしながら、今日の過疎化や高齢化、また地域住民の多種多様な価値観と生活様式の中で、地域の連帯感や関係性の希薄化等の傾向も見られるようになり、その結果、地域のすべての人々

が各種行事や啓発活動へ参加することが難しくなるなど、人権問題を自分自身の問題として学習しにくい状況が生まれてきており、このことが今後の課題と考えます。

ウ 施策の基本的方向

(ア) 普及啓発・学習機会の提供

人権意識のさらなる向上を図るため公民館を生涯学習の拠点とし、市民を対象にした行事や会合、教育委員会主催の生涯学習関係の講座、PTA等の地域の各種団体の活動に対し、学習機会の提供と交流の促進に努めます。

また、地域へ出向く「男女共同参画出前講座」により、女性の人権等についての講座を開催し、保護者や地域の住民がさまざまな人権について考える場の提供に努めます。

さらに、阿南市人権教育協議会の各支部が行う支部大会等を通じて、地域の住民一人ひとりがさまざまな人権問題の解決について考える機会の提供に努めます。

(イ) 地域における人権教育の推進

地域における人権教育・啓発の推進は、同和問題を啓発の基軸にし、さまざまな人権問題に対する正しい理解と認識を深めるとともに、国際化の時代にふさわしい人権感覚を幼児から高齢者まで身に付けることが重要です。公民館を中心に、地域の協議会や団体、NPO法人※15、障がい者支援グループ、ボランティア活動団体等と連携・協働して、各種の講座、研究大会、家庭教育支援事業、子育て支援事業、伝統文化、スポーツ交流、地域活性化等のあらゆる分野での活動を通して、すべての世代の市民を対象に地域の実態に即した組織的、系統的、継続的な人権学習の支援と交流の促進に努めます。

また、地域の高齢者の豊富な経験を生かし、高齢者と子どもたちが世代間交流を通して人権をテーマに話し合うなど、現代社会におけるさまざまな人権問題についての学習・研究に努めます。

④ 職域における人権教育・啓発の推進

ア 基本認識

すべての人々の人権が尊重される社会を築くために、企業や団体等は事業活動を通じて地域や市民と深いかわりを持ち、行政は施策を通じて人権尊重の理念を具体化していく職責を担っています。また職場において、上司・部下・同僚などの関係でパワーハラスメントやセクシュアル・ハラスメント※16などがない環境を作っていく必要があります。そのため、それぞれが連携・協力しながら研修に積極的に取り組み、人権尊重の視点に立った職場づくり、地域づくりに努めます。

イ 現状と課題

(ア) 企業・団体等

企業・団体等においては、性別、高齢者、障がい者、外国人などの区別なく、すべての人々の就職の機会が均等に保障され、また、人権を尊重した職場づくりに努めなければなりません。

このため、事業主が同和問題をはじめとする人権問題に対する正しい理解と認識を持つことが重要であり、本市においては、阿南市人権教育協議会、阿南市就職促進協議会等の組織が連携し、人権にかかわる研修・啓発等を通じて、差別のない採用選考等に取り組んできました。

近年は男女共同参画社会の実現や周辺地域への環境に対する配慮などとともに、賃金・配置・昇進での格差など、企業・団体等の社会的責務を考える上においても、あらゆる人権が尊重される職場・地域づくりのため、すべての職場においてより一層の人権教育・啓発の取組が必要となっています。

(イ) 公務員

公務員は、憲法を遵守し、憲法の定める基本的人権尊重の理念を深く認識し、常に人権尊重の視点に立って、それぞれの職務の遂行に努めなければなりません。

このため、本市においては、同和問題をあらゆる人権問題の重要な柱としてとらえ、職員研修のカリキュラムに明確に位置付け、全職員を対象とした研修や各職場での自主的な研修に取り組んできました。

今後においても、今日までの取組の点検と反省に立って、全職員がなお一層の自己啓発・社会啓発に積極的に取り組むことが重要であり、このため、より効果的な研修を継続的に実施していきます。

ウ 施策の基本的方向

(ア) 企業・団体等

企業・団体等においては、就職の機会均等を図るとともに、同和問題をはじめとする人権問題に対する教育が重要であり、ハラスメントや差別のない職場づくりを実践するため、企業自らが啓発活動を推進するように、その活動の支援に努めます。

a 公正な採用選考システムの確立を図るための有効な情報を発信するとともに、公正採用選考人権啓発推進員^{※17}の未設置事業所に理解を求め設置推進を図ることや、職場内研修に取り組みやすい条件整備を関係機関との連携の下に進めていきます。

b 事業主に対し、人権が尊重される職場環境づくりへの理解と協力を求める働きか

けを積極的に推進するとともに、参加しやすい研修会の内容となるよう工夫に努めます。

- c すべての人々がその能力と適性、意欲に基づいて、就労・就職に際して等しくその機会を得ることができるよう、また公正な採用選考が行われるために、事業主・管理者及び従業員への人権教育の推進強化を働きかけます。
- d 阿南公共職業安定所（ハローワーク）・阿南市人権教育協議会等、関係機関と連携し、職場における人権教育を推進するための啓発資料等を作成配布するとともに、講演会・研修会等の開催の支援に努めます。
- e 特に、医療関係者、福祉関係者、教育関係者等、特定の職業に従事する者は、その職務の性格上人権に深く関わる立場にあり、これらの職業に従事するものに対しては、公務員同様、人権教育・啓発の取組を強化する必要があります。

(イ) 公務員

行政に携わるすべての職員が同和問題をはじめとする人権問題に対する正しい理解と鋭い人権感覚を養い、職員一人ひとりが人権問題の解決を自らの課題として受け止め、それぞれの職務において人権尊重の視点に立った対応ができるよう、人権に関する職員研修の効果的な実施とハラスメントを許さない環境づくりに努めます。

- a 市の実施する職員研修においては、今後もあらゆる人権にかかわる問題を正しく認識し、それぞれの業務において適切に対応し、さらに社会啓発を担うことができるよう、研修内容・研修技法等の充実に努めます。
- b あらゆる人権が尊重される地域づくりへの機運を高めるため、引き続き地域における研修会や研究大会、地域座談会等へ職員の積極的な参加の促進に努めます。
- c 行政に携わるすべての職員が人権問題について共通の理解と認識の下に連携し、支部研究大会、地域座談会等それぞれの地域における啓発活動をより効果的に推進するため、引き続き関係機関に対して協力を要請していきます。
- d 行政事務において公的権限の行使に関わる職員は人権侵害などにも十分配慮し、より高い人権意識を持って職務に従事するように努めます。

(2) 人権教育・啓発の推進方策

① 実施主体の強化

人権教育・啓発にかかわる活動は、さまざまな実施主体によって行われますが、今日、人権問題がますます複雑・多様化する傾向にある中では、これをより一層効果的かつ総合的に推進し、多様な学習機会の提供に努めていくことが重要です。

平成14年度(2002年度)からスタートした「阿南市人権教育・啓発市民講座※18」においては、県内外から講師を招き、同和問題をはじめとするさまざまな人権課題について多角的にとらえる機会を提供してきており、市民の参加による阿南市人権フェスティバル※19も、令和元年度(2019年度)に第23回を迎え、市民にとって人権を考える一日として定着してきています。

このような各種講座や講演会の機会をとらえ、市民の人権に対する関心や要望についてアンケートを実施するなどして、効果的な活動が行えるように努めます。

さらに、同和問題をはじめとする人権問題の啓発を図るために平成14年度(2002年度)から「阿南市人権教育・啓発講師団※20」を創設しており、今後も学校等、地域、企業職域などの求めに応じて講師を派遣し、市民自らが実践しようとする取組を支援します。

② 人材の育成

人権教育・啓発を効果的に推進し、市民一人ひとりが自らの人権意識の高揚を図っていくため、職場や地域においてリーダーとなるさまざまな人権問題解決への意欲と実践力をもった指導者、推進者等人材の育成に努めます。

平成19年度(2007年度)からはひとつの課題をより専門的に学習するための「阿南市人権教育・啓発研究講座」を開催するなど、市民啓発とともに人材育成の取組も行っています。

③ 教育・啓発手法の調査研究

人権教育・啓発の実施主体としての市行政には、地域の実情に応じたきめ細かい教育・啓発活動が求められています。

このため、市ホームページや「広報あなん」における人権教育・啓発コーナー「ひまわり」をはじめ、人権問題啓発標語・ポスター及び人権作文募集における優秀作品をポスターやチラシに活用するなど、啓発活動に創意工夫を加えて一層の充実を図るとともに、より効果的な教育・啓発の手法等について調査研究を進めていきます。

また、インターネットやケーブルテレビ等を用いた啓発手法や、既存のマスメディアについても効果的な啓発ができるよう工夫と研究に努めます。

④ 人権啓発資料の整備・充実

効果的な人権教育・啓発を推進していくため、人権啓発資料の整備・充実に努めます。

⑤ 人権のまちづくりの推進

すべての人が等しく社会の一員として尊重され、多様な生き方を認め、個性が発揮される社会を実現するため、ユニバーサルデザイン※21の視点に立った施策の推進に努めます。

2 相談、支援の推進

近年の人権意識の高まりにより、人権問題に関する相談件数も増加し、その内容も多様化・複雑化しており、相談・支援体制の充実や相談窓口に関する情報の提供が求められています。市民が気軽に相談できるよう相談内容の秘匿や保護に努め、市ホームページ等あらゆる機会を利用して必要な情報の提供に努めます。

また、徳島地方法務局阿南支局や阿南市人権擁護委員会、阿南市民生委員児童委員協議会、隣保館等をはじめとする関係機関との連携強化に努めます。

第4章 人権課題に対する取組の推進

1 同和問題

(1) 現状と課題

同和問題は我が国固有の人権問題であり、日本国憲法が保障する基本的人権にかかわる重大な社会問題です。

国は、昭和40年(1965年)の同和対策審議会答申を受けて、昭和44年(1969年)に同和対策事業特別措置法を施行し、以後、二度にわたり制定された特別措置法に基づき、平成14年(2002年)3月の「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の失効までの33年間、同和問題解決に向けて関係施策を推進してきました。

徳島県においても、平成8年(1996年)に「徳島県部落差別事象の発生の防止に関する条例」が施行され、また平成14年(2002年)には「同和問題の解決に向けて(基本方針)」が策定されるなど、同和問題の早期解決をめざした取組が進められてきました。

本市においては、同和対策審議会答申及び地域対策協議会意見具申の同和問題に関する基本認識を踏まえ、同和問題の解決を市政の重要な課題と位置付け、国や県と一体となって特別措置法に基づく特別対策のほか本市独自の施策を実施することにより、総合的な同和対策の積極的な推進に努めてきました。その結果、生活環境の改善をはじめとする物的な基盤整備は一定の成果が見られるところです。

また、平成5年(1993年)に全国の自治体に先駆けて制定した「阿南市部落差別撤廃・人権擁護に関する条例」を発展的に再構築した「阿南市人権尊重のまちづくり条例」を平成17年(2005年)に制定し、基本方針に基づき、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育・啓発に取り組んできました。

しかしながら、結婚問題を中心とした差別事象や差別意識に基づく差別発言、同和地区かどうかを調べる戸籍謄本の不正入手、「部落地名総鑑」の出版やインターネットの匿名性を利用した差別情報の掲載、差別を助長する悪質な情報を意図的に流すというような事象も全国的に発生しています。

このような状況を受け、平成28年(2016年)12月には「部落差別解消推進法」が施行され、「現在もなお部落差別が存在する」こと、「部落差別は許されないものである」ことを明記し、部落差別を解消するため、国及び地方公共団体において、相談体制の充実を図ること、教育・啓発を行うことなどが定められました。

本市では、平成26年(2014年)7月1日から、身元調査につながる戸籍謄本等の不正請求及び不正取得を未然に防ぐために、「本人通知制度^{※22}」事前登録が始まりましたが、今後とも

基本方針に基づき、市民一人ひとりが、同和問題が現在も存在する人権問題であることを認識し、同和問題に対する正しい理解を深め、偏見や差別意識を解消するための教育・啓発などの各種施策を積極的に推進していく必要があります。

（２）施策の基本的方向

① 同和問題啓発の推進

国及び県と緊密な連携の下、市民一人ひとりが同和問題についての正しい理解と認識を深め、同和問題の解決に自主的に取り組むことができるよう積極的な啓発活動に努めます。

ア 市民に対する啓発活動の充実強化

市民一人ひとりが同和問題についての正しい理解と認識を深め、偏見や差別意識の解消に自主的に取り組むことができるよう、同和問題啓発強調月間（７月）や人権週間（１２月４日～１０日）に合わせて阿南市同和問題講演会や阿南市人権フェスティバルを開催するとともに、阿南市人権教育・啓発市民講座、阿南市人権教育研究大会などの啓発事業を推進し、ケーブルテレビなどさまざまなメディアを活用した啓発活動に努めます。

高校生が中心となって始まった「身元調査お断りワッペン運動」は、重大な人権侵害につながる「身元調査をしない、させない、許さない」を合言葉に全市的な取組に広がっており、今後も啓発に努めます。

また、阿南市人権教育協議会と連携し、同和問題をはじめとする人権問題に関する啓発に必要な資料及び情報提供の充実・強化に努めます。

イ 地域における啓発研修の支援

学校等、企業、地域団体等が行う同和問題をはじめとするさまざまな人権問題に関する研修及び啓発に対応し、阿南市人権教育・啓発講師団の充実と周知を図り、市民や企業等の啓発研修を推進していきます。

さらに、公民館、隣保館、教育集会所など社会教育・福祉施設が地域全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となるコミュニティセンターとして更なる人権啓発活動を推進できるように関係職員の資質向上のために各種研修を実施するなどして、社会教育・福祉施設への支援に努めます。

ウ 企業における啓発の推進

企業において就職の機会均等を確保するとともに、偏見や差別意識解消のための啓発活動が積極的に行われるよう、関係行政機関が連携して事業主に対する啓発指導を図るとともに、ハ

ローワーク所管の公正採用選考人権啓発推進員の制度を活用して指導者の養成と資質の向上を図っていきます。

また、啓発資料の作成、提供等を通して企業における啓発活動が充実するよう支援に努めます。

エ えせ同和行為※23の排除

同和問題解決の大きな阻害要因となっているえせ同和行為に対処するため、同和問題についての正しい理解を深める教育・啓発に努めるとともに、その排除に当たっては、関係機関と連携の上、取組の強化を図っていきます。

② 人権教育の推進及び生涯学習への支援

同和問題の解決は教育における豊かな人格の形成の成果であることを認識するとともに、市民の教育及び啓発に対する期待や願いに応えるために、これまでに培われてきた同和教育・啓発の成果を踏まえつつ、引き続き諸施策の総合的かつ計画的な推進に努めます。

また、施策の推進に当たっては、学校教育と生涯学習が連携・融合し、家庭・学校等・地域が一体となり各種事業・研修会等を効果的に行うとともに、それらの取組を通して同和問題に対する確かな認識に基づく人権意識を培い、差別事象の解消と市民一人ひとりが個性や能力を生かし、自己実現を図ることができる社会の実現をめざした取組の推進に努めます。

ア 学校等における人権教育

児童生徒の人権意識の高揚は、就学前・小・中・高等学校の連携の下、全教科・全領域における計画的・効果的な教育活動によってなされるものです。その際、副読本「ひかり」「わたしの願い」等の有効活用を行うとともに内容の充実に努めます。

また、学校長や施設長（所長・園長）を中心とする校内推進組織を確立し、人権教育主事や家庭支援推進保育士を設置するとともに、教職員（保育所職員）の同和問題をはじめ人権問題に対する正しい認識を培う研修の充実に努め、児童生徒への効果的な指導が行われるよう指導力の向上に努めます。

イ 生涯学習

教育の出発点となる家庭教育の重要性を認識し、乳幼児期における人権問題に対する土台づくり及び児童生徒に対する正しい人権認識を形成するために、保護者に対する学習機会や情報の提供に努めます。

また、効果的な学習を進めるために、学習資料や人権啓発DVD、市ホームページやケーブ

ルテレビ放映等を通して的確な情報提供に努めます。

公民館や隣保館等の社会教育・福祉施設に対しては、人権学習の推進を図るために担当者の研修会への参加を働きかけ、指導者の育成を計画的・効果的に行い、人権尊重のまちづくりへの支援を行えるように努めます。

また、これまで行われてきた学習活動の成果を損なうことなく、広域的な地域における計画的・効果的な学習活動が行われるよう支援に努めます。

③ 今後の生活環境の改善、教育・就労保障等の取組

「同和対策審議会答申」や「同和対策事業特別措置法」の趣旨に基づき、生活環境の改善、社会福祉の充実、教育保障、就労保障、産業の振興などさまざまな分野にわたる同和対策を行ってきましたが、「地域改善対策協議会意見具申」でも指摘しているように長年取り組んできた同和対策のこれまでの成果を損なうことがないよう、今後もこれらの課題に取り組んでいきます。

④ 相談・支援の推進

隣保館が、地域社会の中で、福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となるコミュニティセンターとして、創意工夫を凝らした活動及び相談事業を推進できるよう、隣保館職員等による対応能力の向上を図り、地域住民の相談・支援に努めます。

また、人権擁護委員による人権相談所の開設により、地域住民の相談に適切に対処できるよう努めます。

2 女 性

(1) 現状と課題

男女がお互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会※24の実現を緊要な課題として、「男女共同参画社会基本法」が平成11年(1999年)6月に施行されてから、20年が経過しました。

国においては、「男女共同参画社会基本法」に基づき、平成12年(2000年)に「第1次男女共同参画基本計画」を策定し、その後の改訂を経て平成27年(2015年)12月に「第4次男女共同参画基本計画」が策定されました。

また、平成12年(2000年)に「ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー規制法)」が施行されるとともに、平成13年(2001年)には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」が施行され、その後平成26年(2014年)までに数回改訂がされるなど、女性に対する暴力の急増に対する対策が進められてきました。

平成19年(2007年)4月からは男女雇用機会均等法がさらに改正され、間接差別の禁止、職場におけるセクハラへの対応措置などを義務付けたものとなり、雇用の場での性差別解消に向けた取組が展開されています。また、令和元年(2019年)5月29日には「女性活躍・ハラスメント規制法」が成立し、パワハラやセクハラ、妊娠出産を巡るマタニティーハラスメントに関し「行ってはならない」と明記、事業主にパワハラ防止の取組を初めて義務付けました。

さらに、平成27年(2015年)には、「女性の職業生活における活躍に関する法律(女性活躍推進法)」が施行され、女性の採用・登用の促進、女性が活躍しやすい環境の整備及び女性の役員・管理職の育成等に向けた取組が進められてきたことに加え、平成30年(2018年)には衆議院や参議院、地方議会で女性議員を増やすために、政党・政治団体に対して、選挙で男女の候補者の数ができる限り均等になることを求める「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律(候補者男女均等法)」が施行され、政策の立案や決定の過程においても女性の意見が反映される対策が進められています。

徳島県においても、平成14年(2002年)には「徳島県男女共同参画推進条例」が制定されました。平成17年(2005年)には「配偶者暴力防止及び被害者保護に関する徳島県基本計画」、平成19年(2007年)3月には「徳島県男女共同参画基本計画」が策定され、その後改訂を経て、令和元年(2019年)7月には「徳島県男女共同参画基本計画(第4次)」を策定し、さらなる男女共同参画の施策の推進をめざしています。

本市においても、平成18年(2006年)9月に「阿南市男女共同参画推進条例」施行後、平成20年(2008年)9月に「阿南市男女共同参画基本計画」を策定し、その後の改訂を経て、平成31年(2019年)3月には、「第3次阿南市男女共同参画基本計画」を策定しました。

この間、暴力を許さない社会づくりへの取組として、平成27年(2015年)に、DV防止法に基づき「阿南市配偶者暴力相談支援センター(ばあとな一あなん)」を設置し、配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった相手からの暴力を受けた被害者に対し、相談から自立まで切れ目のない支援を行っています。

ばあとな一あなんの他に、もう一つの相談窓口として、「女性のための生き方なんでも相談」

を開設し、女性問題の専門カウンセラーが家庭、職場、育児、介護等さまざまな悩みに対してカウンセリングを行っています。

しかしながら、我が国の現状をみると、性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく社会の制度や慣行は依然として残されている部分があり、政策決定の場への女性の参画、学校等、家庭、職場、地域などにおける役割や活動など、多くの分野で男女間の機会均等が実現していない状況が引き続いて存在しています。

このような現状を踏まえ、本市においては、「男女共同参画社会基本法」、「阿南市男女共同参画推進条例」及び「第3次阿南市男女共同参画計画」に基づき、男女があらゆる場面において共に参画し、活躍することができる社会づくり、そして一人ひとりが認め合う光り輝く笑顔と思いやりのまちづくりをめざします。

(2) 施策の基本的方向

① 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり

性別や年齢、国籍、障がいの有無にかかわらず、一人ひとりが相手を思いやり、認め合いながら人権を尊重する社会の実現に向けて、人権に関する情報提供をはじめ、講座やイベントの開催など、さまざまな啓発活動に取り組みます。また市民や事業所など、あらゆる場において男女共同参画に関心を持ち、理解を深めていけるよう啓発活動を推進します。

② 学びの場における男女共同参画の推進

次世代を担う子どもが豊かな人権感覚を育むとともに、一人ひとりが個性や能力を発揮できるよう、教育の場において人権や男女共同参画への理解を促進します。また固定的な性別役割分担意識を解消し、男女が共に生活力を身に付け、多様な生き方を選択できるよう、学校等、家庭、地域、職場などあらゆる場や機会を通じて、男女共同参画に関する教育・学習機会の充実に努めます。

③ 女性活躍推進の基盤づくり

男女が共にその個性と能力を十分に発揮できるよう、政策や方針決定過程への女性の参画拡大を促進するとともに、男女共同参画を推進するリーダーの育成や女性のエンパワーメント^{※25}促進に努めます。また職場等において、性別により差別されることなく、能力を発揮する機会と公平な待遇が確保されるよう、関係機関と連携して事業所等に啓発し、働き続けやすい職場環境づくりを促進します。

④ ワーク・ライフ・バランスの推進

男女が共に仕事と子育てや介護など家庭生活を両立（ワーク・ライフ・バランス）できるよ

う意識啓発に努めるとともに、関係機関と連携し、子育てや介護支援体制の充実を図ります。また男性が家庭生活や地域活動などに参加できるよう、講座等の開催に努めます。

⑤ 地域社会における男女共同参画の推進

男女が共に地域活動に主体的に参画できるよう、さまざまな機会を通じて地域活動への支援に努めます。また農林水産業における男女共同参画を推進するため、家族経営協定締結の推奨や、方針決定の場への女性の参画促進など、関係団体と連携して取り組んでいきます。

⑥ 暴力を許さない社会づくり（DV防止市町村基本計画）

いかなる暴力も許さないという暴力根絶のための意識づくりに努め、安全で安心して暮らせるまちづくりをめざします。またDV防止について啓発に努めるとともに、DVなどの被害者や関係者に対する相談や支援体制の充実を図ります。

3 子ども

(1) 現状と課題

子どもは、社会の中の大切な一員として認められなければなりません。そして、次代を担う子どもたちが心豊かでたくましく健やかに成長するとともに、自分の将来に対して希望をもって生活していけることは、保護者をはじめ学校や地域社会すべての人の願いです。

我が国では、昭和22年(1947年)に「児童福祉法」、昭和26年(1951年)には「児童憲章^{※26}」を制定し、すべての子どもの幸福を図るために児童福祉政策を進めてきました。

また、平成6年(1994年)には「児童の権利条約」を批准し、平成10年(1998年)に児童福祉法を改正、平成11年(1999年)に、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」さらに、平成12年(2000年)には被虐待児の早期救済などをめざす「児童虐待の防止に関する法律」が制定されました。

また、平成25年(2013年)に「いじめ防止対策推進法」が制定され、いじめ防止等のための取組が一層推進されることになりました。

しかし、現在の子どもと子育て世帯を取り巻く社会環境は大きく変化し複雑化しています。そのひとつが子育てに対する支援のニーズであり、その支援の量の拡大や質の向上を図るため、平成27年度(2015年度)に「子ども・子育て支援新制度」がスタートし、平成28年(2016年)には児童福祉法が大きく改正され、すべての子どもが、福祉が等しく保障される権利の主体であることが明確化されました。また、子どもへの「しつけ」を名目にした虐待が後を絶たないことから、児童虐待防止策を強化することを目的に、令和元年(2019年)6月19日、親権者による子どもへの体罰禁止、児童相談所の体制強化及び関係機関の連携強化を盛り込んだ改正児童虐待防止法と改正児童福祉法が可決、成立しました。

徳島県では、平成17年(2005年)3月に「徳島県次世代育成支援行動計画(徳島はぐくみプラン)」を策定し、少子化対策に取り組んできましたが、依然として少子化が進行していることから平成27年(2015年)に「第2期徳島はぐくみプラン」を策定し、各種政策に取り組んでいます。

本市においても、家庭や学校等、地域が抱えている課題を解決するため、平成15年(2003年)に成立した「次世代育成支援対策推進法^{※27}」に基づき、平成17年(2005年)に「阿南市次世代育成支援行動計画」が策定され、各種施策を実施してきました。平成27年(2015年)には、「子ども・子育て支援新制度」による「阿南市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、引き続き諸課題の解決に取り組んでいます。

家庭においては、核家族化や少子化に伴う過保護・過干渉や放任があり、児童虐待なども深刻化しています。虐待相談対応件数については年々増加しており、子どもの尊い命が失われる事例も発生するなど深刻な状況となっています。

次に、学校においては、いじめや不登校など命と人権にかかわる問題が依然として懸念され、教師や児童・生徒、保護者間の信頼関係や理解を深めるとともに、家庭・地域・関係機関と連携しながら、いじめ等の未然防止・早期解消に努めることが重要です。また、地域においては、集団による遊びや伝統行事への参加などが少なくなり、人間関係が希薄化し、連帯感の弱まりや社会性の不足にもつながっています。

さらに、有害情報の氾濫や薬物問題に加え、インターネット社会の急速な広がりによるSNS上のトラブルやネット依存の問題など、子どもたちの健全な成長を阻む新たな問題も急増しています。

これらの諸問題に対し、本市においては、増加しつつある不登校問題については、平成7年度(1995年度)から適応指導教室「ふれあい学級※28」を設置し、自主性や適応力を育み、自立への力をつける援助を図ってきました。

また、青少年の健全育成に関しては、阿南市青少年健全育成協議会を組織し、市内14地区において、民生委員・児童委員、主任児童委員を中心に学校関係指導員・地区指導員等の協力を得て、青少年の健全育成や非行を未然に防止するための活動を地区の実態に応じて推進しています。

青少年の相談体制については、阿南市青少年健全育成センターに「悩みごと相談電話」を設置し、思春期の子どもたちのさまざまな相談を受け付けており、内容によっては訪問相談や来所相談を実施して、子どもたちにとって最善の方策となるよう努めています。

今後においても、子どもの人権の保障及び保護に向けた取組を進めるためには、子どもが「社会の子」であるという認識をさらに深め、家庭・学校等・地域が互いに連携を図り、心豊かで健やかな成長を育む環境づくりに努める必要があります。

(2) 施策の基本的方向

① 子どもの権利の尊重

子どもの人権が尊重される社会の実現に向け、子どもの健やかな成長・発達の保障基盤となる「児童憲章」や「児童の権利条約」の理念・内容の周知徹底と具体化に努めます。

学校においては、子ども一人ひとりを主人公としてとらえ、生命尊重の精神を貫き、互いの人格を尊重し、他人の痛みや気持ちを理解して行動できる心など、豊かな人間性と規範を重んじる社会性の育成に取り組み、生き生きと活動する学校づくりに努めます。

家庭においては、保護者の子育て不安や悩み、また保護者の養育放棄などから、児童虐待など子どもの権利が踏みにじられる状況が一部にあります。このため、学校等とも連携し、家庭の実情を把握し、子どもの健やかな成長が図られるよう啓発に努めます。

② いじめや不登校等への取組

子どもは、一人ひとりの人格が尊重されることが大切です。このため、いじめや不登校等の問題は子どもの一生を左右する重大な問題であるとの認識に立ち、家庭・学校等・地域・関係

機関が連携し、その予防や解決のため、なお一層の取組が必要です。

ア 学校においては、校内の生徒指導体制の確立に努めるとともに、教師と児童・生徒との人間的なふれあいを大切にしながら、子どもにとって人格が尊重され、学ぶ喜びや達成感が味わえる学校づくりなど、生涯学習の基礎を培う教育の推進に努めます。

イ 家庭に対しては、親子の話し合いや家族の団らんを通して、親子等のきずなを深めるための学習機会を提供・支援するとともに、地域の人々とのふれあいの場となるさまざまな行事への参加意欲を高める取組を図っていきます。

ウ いじめや不登校は、子どもの生命と人格の尊厳を侵害するだけでなく、その子どもが将来成人に達した後もひきこもりやニート※29 という深刻な問題にまで発展していく恐れがあります。そして、そのことが当事者や家族の一生を左右しかねない重大な問題です。

このため、「いじめ対策チーム」や「ふれあい学級」を設立しており、家庭・学校等・地域や関係機関との連携の下に一体となって、いじめや不登校等の問題に対応できる体制の強化に努めます。

③ 健全育成に向けての取組

近年、社会のグローバル化、情報化、少子高齢化など、社会情勢はめまぐるしく変化しており、それに伴い、青少年が抱える問題は多様化・複雑化しています。このため、家庭・学校等・地域、さらには、関係機関・団体との連携を図りながら、問題の早期発見や実態の把握に努めるとともに、青少年に有害な環境の浄化とその啓発に積極的な取組を進める必要があります。

ア 青少年の問題行動の早期発見・早期解決をめざす活動を推進するとともに、喫煙防止、薬物乱用防止等の広報啓発活動の強化に努めます。特に、インターネットの普及とともに広がるSNSやオンラインゲーム等におけるさまざまなトラブル・人権侵害を未然に防ぐための取組と啓発活動に努めます。

イ 家庭・学校等・地域が一体となり、ボランティア活動など社会奉仕活動等の体験活動や、地域の伝統文化や行事に参画することを促進し、コミュニケーションを広げながら青少年の健全育成を図る活動の推進に努めます。

ウ 子どもを対象にした安全・防犯教育を実施するとともに、家庭・学校等・地域と関係機関

が連携して子どもの命を守るための安全対策の充実に努めます。

④ 教育相談体制の充実

子どもたちは、家族、人間関係、進路、心身の健康など、さまざまな悩みを抱えていることがあります。大人から見て想像もつかないようなことや、周りの人たちに相談もできないことを一人で悩んでいるかも知れません。

このため、関係機関と連携して、いつでも気軽に相談できる体制や機能を一層充実させる必要があります。

ア 子どもの情緒安定を図るために「スクールカウンセラー」を活用し、児童・生徒が相談しやすい環境づくりに努めます。

イ 青少年健全育成センターが実施している「悩みごと相談電話」を周知し、気軽に相談できる体制づくりに努めます。

⑤ 児童虐待防止対策の充実

児童虐待は重大な権利侵害であり、子どもの生命と人生を大きく左右させるものです。

このため、地域社会において子どもの権利侵害を早期に発見し、子どもの権利が守られ、保護者への指導・援助活動が適切に行えるよう、学校等・児童相談所・警察・保健所・医療機関、民生委員・児童委員等で構成する阿南市要保護児童対策地域協議会を活用し、関係機関が連携して人権尊重を基本とした子どもの保護・指導に努めます。

⑥ 子育て支援の推進

子ども・子育て支援新制度による各種子育て支援施策に取り組んでおり、今後も子育て家庭に対する子育て支援サービス・保育サービスを効果的に提供するために新規事業の展開を図るとともに、各種子育て支援事業についてのネットワークの構築化をめざし、子育てを職場や地域社会全体が支援する意識を醸成するための意識啓発に努めます。

4 高 齢 者

(1) 現状と課題

我が国では、平均寿命の伸びや出生率の低下等により、世界に類を見ないペースで高齢化が進んでいます。今後もこの状態が続けば、令和12年(2030年)には、高齢化率は31.2%にまで上昇すると見込まれ、国民のおよそ3.2人に1人が65歳以上の高齢者になると予測されています。

本市においても、平成12年(2000年)4月現在21.8%であった高齢化率が平成31年(2019年)3月末現在では、32.1%となっており、国全体のペースを上回る勢いで高齢化が進んでいます。このような状況の中、認知症高齢者や日常生活において何らかの支援を要する高齢者が今後も増加し続けることが予想されていることから、高齢者の人権擁護に向けた取組の推進が急務となっています。

平成18年(2006年)に施行された「高齢者虐待の防止、高齢者擁護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)」では、高齢者に対する身体的・心理的・経済的虐待等の問題に対応するため、市町村による救済措置等が具体的に示されるなど、行政にはこれまで以上に高齢者の人権に配慮した対応が求められています。

また、認知症、知的障がいや精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方は、不動産や預貯金などの財産管理、身の周りの世話のための介護サービスや施設への入所の手続き、遺産分割の協議などを自分で行うことが困難な場合があり、さらに、悪徳商法等の消費者被害に遭うおそれも高い状況に置かれています。このような判断能力の不十分な方を保護し支援するために、平成28年(2016年)に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行されました。近年、認知症高齢者やひとり暮らしの高齢者の増加に伴い、成年後見制度の重要性が一層高まっていることから、関係機関と連携を図りながら成年後見制度の利用促進を図る必要があります。

本市では、平成30年(2018年)3月に策定した「阿南市高齢者福祉計画・第7期阿南市介護保険事業計画」において、「住み慣れた地域で支え合い すべての人がいきいきと輝き暮らし続けられる あたたかい地域社会の実現」を基本理念として、各種施策に取り組んでいます。高齢者がいきいきと暮らせる社会の実現に向けて、高齢者の人権について認識と理解を深めるとともに、高齢者が豊富な人生経験や知識、技能を有する社会の一員として、地域のさまざまな活動に貢献することができる社会の構築をすすめていきます。

(2) 施策の基本的方向

① 地域で支え合う体制づくり

医療や介護などの公的なサービスだけでは高齢者人口の増加と多様化するニーズに対応することは困難であることから、地域住民をはじめ、阿南市社会福祉協議会等地域の多様な活動主体と連携しながら、地域に不足する資源やサービスを把握し、それらの創出に向けて取り組んでいくことが大切です。

また、本市では、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、高齢者を含むすべての人が「支え手」、「受け手」という関係を超えて協力し支え合う「地域コミュニティ」の再生をめざし、各種事業を推進しています。

② 認知症対策の推進

団塊の世代の全員が後期高齢者になる令和7年(2025年)には、高齢者の約5人に1人が認知症になると言われています。認知症の人の意見が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるためには、認知症を正しく理解し、あたたかく見守り支え合える地域づくりが重要であることから、認知症の人やその家族の視点に立った、認知症の各種施策を強力に推進します。

ア 認知症の人やその家族が安心して暮らせるために、各地域で「認知症サポーター養成講座」を開催し、見守り支え合えるあたたかい社会の実現をめざします。

イ 認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム(ファーストケアチーム)」を設置し、速やかに適切な医療・介護等が受けられる初期集中支援体制を整備しています。また、認知症の人やその家族を地域で支えていくことができるよう、医療・介護・福祉等の関係機関及び地域住民等による総合的な支援体制の構築をめざします。

ウ 認知症の人やその家族、地域住民や専門職等誰もが気軽に集える場として「認知症カフェ」の開催を促進します。

エ 認知症状や徘徊のおそれのある高齢者等に対し、「高齢者見守りキーホルダー事業」や「徘徊高齢者等SOSネットワーク事業」、また、徘徊のみられる認知症の高齢者を介護している家族に対し「徘徊高齢者家族支援サービス事業」を推進し、徘徊事案の早期発見・保護をめざした支援体制を構築します。

③ 高齢者虐待の防止

近年、高齢者に対する身体的・心理的虐待、介護や世話の放棄・放任等が家庭や介護施設などで表面化し、社会的な問題となっています。虐待を受けている高齢者は、自ら助けを求めることが困難な状況に置かれていることが多く、虐待の早期発見、迅速な対応を行うためには、高齢者の身近にいる人や相談機関等と綿密な連携を図る必要があります。さらに、養護者が介護に対する不安やストレスから虐待に至ってしまうケースが増加していることから、介護に関する相談体制を充実させ、介護保険サービスの利用等を支援することで養護者の負担軽減を図り、虐待を予防することが重要であると考えています。高齢者の権利が侵害されたり、生命や健康、生活が損なわれたりすることがないように、地域包括支援センター（高齢者お世話センター）と協議・連携しながら適切な措置、指導支援を行います。

④ 成年後見制度の利用促進

認知症や障がい等によって判断能力が十分でない方は、本人の支援を行う家族等がない場合には、必要なサービスの選択や契約等ができなくなってしまう。判断能力の低下等によって、高齢者が自分の権利を行使することができないということはあってはならないため、本市では、地域包括支援センター（高齢者お世話センター）が成年後見制度等の活用の支援を行っています。

また、成年後見制度について、阿南市権利擁護センター等関係機関と連携し、制度の普及・啓発に努めます。

5 障 がい 者

(1) 現状と課題

障がい者が、基本的人権を有する社会の一員として心豊かに安心して暮らせる社会を築くためには、健常者と対等に生活し活動できる社会づくりをめざす「ノーマライゼーション※30」の理念を広く定着させる取組が必要です。

国においては、平成19年(2007年)に国連の「障害者権利条約」に署名し、平成26年(2014年)に批准しましたが、条約批准に向けて、さまざまな法制度の整備が進められてきました。平成23年(2011年)に「障害者基本法」の改正、平成24年(2012年)に「障害者の虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」の施行、そして平成25年(2013年)には「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」へ改正・改称し施行されました。

さらに、平成25年(2013年)6月に「障害者差別解消法」が成立し、平成28年(2016年)4月に施行されましたが、障害者基本法の基本理念にのっとり、差別の禁止の規定を具現化するものとして位置づけられました。また、平成28年(2016年)には「発達障害者支援法」も改正されました。

しかし、近年、このような法制度整備や施策の充実が行われてきたものの、障がい者を取り巻く社会環境には、障がい者の日常生活や社会参加、働く場の確保、情報収集などにおいてさまざまな障壁(バリア)があり、障がい者が不自由や不利益を被ったり、さまざまな困難に直面せざるを得ない状況もなくなっておりません。

本市では「第5期阿南市障害福祉計画・第1期阿南市障害児福祉計画」を平成30年(2018年)3月に策定し、阿南市障害者基本計画で掲げた基本理念である「障がいのある人もない人もみんながいきいきと輝く共生のまち」を引き継ぎ、障がい者(児)の自立及び社会参加の促進と、誰もが安心して共に暮らせる共生社会の実現をめざして、施策の推進に取り組む必要があります。

(2) 施策の基本的方向

① 啓発・広報活動の推進

障がい者にとっての障がいの区分としては、障がい者が社会生活を送る上で障壁となる物理的な障壁(建物や歩道の段差等)や、社会参加を困難にしている制度的な障壁(各種資格・任用制度での欠格事由の事例等)、意識上の障壁(無知無関心や認識の欠如による偏見や差別意識)などがあります。

市民一人ひとりがこうした障がいの区分や障がい者について正しく認識するとともに、障がい者の思いを心から受け止め、地域の中で共に歩んでいこうとする感性と姿勢が必要です。こ

のためには、意識上の障壁である心の壁を取り除き、ノーマライゼーション理念の浸透を推進しなければならないことから、次のような取組に努めます。

ア メディアを通じて幅広い啓発・広報活動の展開に努めるとともに「広報あなん」等の市の広報手段を効果的に活用するなど、広報活動の推進を図ります。

イ 障がい者差別をはじめとするさまざまな差別意識の解消を図るため、関係する行政機関と障がい者団体や人権擁護運動団体との相互連携を深める中で「障害者週間」（12月3日～9日）・「精神保健福祉普及運動」などの機会をとらえ、各種イベントや福祉講座の開催を通じて市民啓発に努めます。

ウ 「ふれあいのまちづくりフェア※31」を阿南市人権フェスティバルと同時開催し、その内容の充実を図るとともに、障がい者団体等が実施する行事を支援することによって市民啓発に努めます。

② 福祉教育の充実、交流活動の促進

ア 福祉教育の一環として、市内各地区の学校において特別支援学級の活動を支援するなどの福祉教育を推進していきます。また、公民館活動と地区社会福祉協議会活動との融合性を図り、生涯学習に福祉教育を取り入れるよう働きかけていきます。

イ 市職員を対象に障がい者に関する講演を行うことや、社会福祉法人などの団体職員の研修に障がい者人権研修を取り入れるように働きかけ、研修の充実に努めます。

ウ 各種スポーツ・レクリエーション大会や催しへの参加については、障がい者団体等関係者との緊密な連携を図り、ボランティアや移動支援の充実を推進することによって、「阿南市障がい者体育大会」等、参加機会の拡充に努めます。

エ 一般・高校生のボランティアグループの育成を図り、障がい者の社会参加を支援する環境づくりに努めます。

③ 特別支援教育の充実

ア 早期療育の充実を図るため、心理発達相談や母子保健訪問指導体制の強化に努めるとともに、障がい者相談支援センターと協同して巡回相談を実施するなど相談体制の充実に努めま

す。

イ 特別支援保育・教育の研究実践を深めるため、学校等におけるそれぞれの研究部会活動の充実に努めるとともに、障がい児に配慮した備品や設備面での整備の推進に努めます。

ウ 小・中学校特別支援学級との交流学习や特別支援学校との交流学习が今後とも活発に推進されるように努めます。また、県担当部局等関係機関との連携を図り、教職員に対する研修の充実に努めます。

エ 個々の特性に応じた障がい児の進路指導や職業教育を推進するためにも、阿南公共職業安定所や障がい者福祉施設等関係機関との連携を深めるとともに、共同作業所等への体験入所を実施するなどその充実に努めます。

オ 学校等における地域交流活動や地区社会福祉協議会活動などを通じて啓発活動に努めます。

④ 雇用対策の促進

ア 毎年9月の障害者雇用月間等の機会をとらえて、ポスターを学校、企業、行政機関等に配布し掲示するなど、障がい者雇用に対する啓発活動の推進に努めます。

イ 南部障がい者保健福祉圏域の関係者（特別支援学校・福祉施設・阿南公共職業安定所等行政機関）により設置された就労支援ネットワーク会議を充実し、就労相談や就労支援体制の強化を図るとともに、地域生活支援センターのコーディネーターによる派遣体制の充実に努めます。

ウ 福祉的就労の場として、地域活動支援センター（旧小規模作業所）の事業運営の支援を推進し、各種イベント等への積極的な参加を働きかけるとともに、地域活動支援センターの市民啓発に努めます。

⑤ ひとにやさしいまちづくりの推進

まちづくりの策定等に際しては、「障害者基本法」第4条にある合理的な配慮を実施するため、バリアフリー※32の視点に基づく物的な社会環境面での整備を計画に取り入れるよう、関係機関などに働きかけていきます。

6 外国人

(1) 現状と課題

近年、交通・通信網の発達により、経済、物流、文化、情報等のあらゆる分野において、国際化の進展は目覚ましいものがあります。

我が国の在留外国人数は、平成29年（2017年）12月末時点で256万1,848人で、前年末に比べ17万9,026人（7.5パーセント）増加し、我が国の総人口1億2,671万人（平成29年10月1日現在人口推計（総務省統計局））の2.02パーセントを占めており、在留外国人数及び我が国の総人口に占める割合ともに過去最高となりました。地域別に見ると、アジア地域が213万131人で在留外国人全体の83.1パーセントを占め、南米地域が25万3,663人（9.9パーセント）となっています。本市においても、中国・ベトナム・フィリピンをはじめとしたアジア諸国を中心に約350人の人々が生活しており、地域において外国人とのかかわる機会が増えています。

しかしながら、国内においては、言語や生活習慣・文化・宗教・歴史観等の違いから相互理解が十分に進まず、外国人にとって安心して暮らせる環境が整っていない現状や「ヘイトスピーチ」に代表される人種や国籍・民族・ジェンダーなど特定の属性を有する集団を脅したり、差別や暴力行為をあおったりする言動が散見されています。このため、本市に居住する外国人について、お互いが生活習慣・文化・宗教・歴史観等を理解し合い、国籍を越えて人権が尊重される地域の実現に努めることが大切です。

一方、だれもが安心して暮らせるまちづくりを進めるためには、日本人と外国人が相互理解を深めていくことが何よりも重要であると同時に、法律や諸制度の的確な運用が求められており、平成28年（2016年）6月に「ヘイトスピーチ解消法」が施行されました。

(2) 施策の基本的方向

① 多文化共生・多文化理解の促進

共生社会の理念のもと、多様な価値観との出会いや相互理解のなかから新しい文化や活力を生み出すことができる環境の整備を図るため、市民と外国人との一層の交流の促進に努めます。

また、国際交流協会と連携して、市民が外国語やそれぞれの国の文化を学び、外国人が日本語や日本の生活、文化を学ぶ機会の提供に努めます。

② 外国人が暮らしやすい環境づくり

保健、医療、福祉、教育などさまざまな面で、外国人が利用しやすい環境づくりを促進し、国籍や文化等の違いを超えて、だれもが市民の一員として尊重され、快適で生き生きとした生活を送れる社会づくりを推進します。また、外国人が地域社会に円滑に溶け込むことができる

よう市民との交流機会を拡大するとともに、各種行政施策に外国人の意見・ニーズを反映させるよう努めます。

特に、令和元年（2019年）6月に公布・施行された「日本語教育の推進に関する法律」の基本理念に基づき、言葉による障壁を解消し、日本語学習機会の提供等の支援に努めるとともに、暮らしやすく活動しやすい環境をつくるため、多言語による情報提供や相談体制の充実に努めます。

また、標識や案内板などについて、外国語や絵による表示の併記を進めていくなど、わかりやすく、親しみやすいまちづくりの促進に努めます。

さらに、在留外国人が急増する中、DVの外国人被害者に対する支援体制が求められており、助言や情報提供など、必要な支援を行っていきます。

③ 国際理解の教育の推進

学校教育においては、外国の文化や伝統を尊重し、外国籍の児童生徒と共に生きていく資質や態度の育成に努めます。あわせて、外国の人たちが日本で働いたり、暮らしたりすることになった歴史的な経緯や社会的な背景が正しく理解されるように努めます。

また、外国籍の児童生徒に対して、日本語・文化の習得に配慮するとともに、民族性などを尊重した教育の推進に努めます。

④ 外国人技能実習生^{※33}・特定技能外国人への対応

外国人技能実習制度は、我が国が先進国としての役割を果たしつつ国際社会との調和ある発展を図っていくため、技能、技術又は知識の開発途上国等への移転を図り、開発途上国等の経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的としています。

また、平成31年（2019年）4月より中小企業等の人手不足の深刻化を踏まえ、一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人材に関し、就労を目的とする新たな在留資格「特定技能」が創設されています。

今後ますます外国人労働者の増加が見込まれることから、企業をはじめ広く市民に対して制度の目的や内容についての啓発や広報を進めるとともに、適正な労働条件と雇用管理の確保や労働安全衛生の確保及び地域での安定した就労の支援のための関係機関等を中心とした支援ネットワークの構築、トラブルに当たっての労働相談窓口での対応など、外国人技能実習生・特定技能外国人の人権が守られるように努めます。

7 HIV感染者・ハンセン病回復者等

(1) 現状と課題

医療の進歩や衛生水準の向上、健康に関する情報化の進展とともに、市民の健康に関する意識も高まっています。しかし、後遺症の心配がある難病や感染症について、私たちには正しい認識と理解が十分に備わっているとはいえません。

HIV感染症は、血液等体液に含まれるヒト免疫不全ウイルス（HIV）が傷や粘膜から侵入しておこる感染症で、HIVによって引き起こされる後天性免疫不全症候群のことをエイズ（AIDS）と呼んでいます。

近年、治療薬の開発が飛躍的に進み、早期に服薬治療を受ければ免疫力を落とすことなく、通常の生活を送ることが可能となってきており、日本も最近10年間は新規感染者が横ばいの状況にあるとはいえ、平成28年（2016年）末現在、日本でのHIV新規感染者及びエイズ患者数は累計で2万7千人を突破しました。自分やパートナーへの感染を予防し、差別や偏見をなくすためにも、エイズ・HIV感染症に関する正確な情報を知ることがますます重要となっています。

次に、ハンセン病は、らい菌による感染症ですが、らい菌は感染力が弱いため感染しても発病する可能性は極めて低く、発病しても現在では治療薬があるため完全に治る病気です。また治療して治った人からは感染しませんし、遺伝病でないことも判明しています。

それにもかかわらず、平成8年（1996年）4月に「らい予防法」が廃止されるまでは、国による強制隔離政策が採られ続けたこと、発病した患者の外見上の特徴から特殊な病気として扱われたことなどから「うつりやすく恐ろしい病気」と間違った意識が定着してしまいました。

こうしたことにより、ハンセン病療養所入所者の多くは、家族や親族、社会との関係が絶たれ、また高齢の方が多きことなどから、病気が完治していても地域社会へ帰りにくく、療養所に残らざるを得ないなど、社会復帰が困難な状況にあり、自然体での交流ができるような地域社会づくりを、早期に進めていく必要があります。

このような感染症に関する人権侵害をなくすため、正しい知識の普及啓発に努めるとともに、感染病患者等が、地域において安心して普通に生活できる社会を実現していく取組が必要です。

平成10年（1998年）10月に公布された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（感染症法）においては、こうした過去の苦い事実を重く受け止め、これを教訓として感染症の患者等の人権に十分な配慮を払うこととされており、また変化していく感染症に応じて、法体制を整え対策の充実が図られています。

ハンセン病については、ハンセン病回復者本人の訴訟において、平成13年（2001年）5月、熊本地裁は、国に対し損害賠償を命じ、国は控訴を断念し謝罪しました。

平成20年（2008年）6月には立法による患者救済策として、「ハンセン病問題の解決の促

進に関する法律」が公布され、ハンセン病問題の解決の促進に関し、基本理念を定め、ハンセン病患者・回復者の方々の福祉の増進、名誉の回復等の対策を進めました。また、平成26年（2014年）11月には、一部を改正する法律が公布されましたが、患者家族への救済は含まれていませんでした。

しかし、令和元年（2019年）6月28日、熊本地裁は、ハンセン病回復者家族訴訟において、らい予防法の隔離政策により学習機会や最低限度の社会生活を喪失したり結婚差別を受けたりした家族は回復困難な被害を受けたと認定し、国に対し損害賠償を命じ、国は控訴を断念し謝罪しました。これにより、令和元年（2019年）11月15日、ハンセン病隔離政策で差別を受けた元患者家族に対し、最大180万円を支給するハンセン病家族補償法と、名誉回復を図る改正ハンセン病問題基本法が可決、成立しました。

（2）施策の基本的方向

① 感染症等に対する正しい知識の普及啓発

エイズ患者・感染症患者やその家族等に対する偏見や差別意識を払拭し、人間としての尊厳と自由を認め合い、共に生きる社会をつくるためには、何よりもエイズや感染症に対する正しい知識の普及啓発が大切であることから、より一層着実に普及啓発活動を推進します。

エイズに関しては若年層に対する知識の普及啓発に努めるとともに、「世界エイズデー」（12月1日）に合わせた普及啓発活動などの実施に努めます。

ハンセン病に関しては、「ハンセン病を正しく理解する週間」（6月25日を含めた週の日曜日～土曜日まで）や世界ハンセン病デー（1月最終日曜日）に合わせた普及啓発活動やハンセン病療養所入所者との交流会の実施等に努めます。

阿南市出身のハンセン病患者には、小説「いのちの初夜」などを執筆し、川端康成が「もし彼が生きていたら私よりも先にノーベル賞を受賞していただろう」と言わしめた作家の北條民雄さんや、ハンセン病療養所である「^{あいらくえん}沖縄愛楽園」の基礎を築き、療養権獲得をめざした患者運動のさきがけとして評価が高い青木^{けいさい}恵哉さんがおり、彼らの偉大な功績を紹介することにより、市民にハンセン病患者・回復者及びその家族の人権問題について関心を持ってもらい、偏見や差別をなくすことにつなげていきたいと考えています。

② 学校教育の充実

学校教育において、HIV感染症をはじめとする感染症についての正しい知識の普及を図るとともに、感染者、患者、元患者に対する理解を深め、人間尊重の精神の高揚を図り、偏見や差別をなくすとともに感染を未然に防ぐための教育の推進に努めます。

③ 自立・社会参加への支援

感染症の患者等が安心して社会生活が送れるよう、関係機関と連携して事業主に対し、正しい知識の普及・啓発に努めます。

8 性的少数者の人々

(1) 現状と課題

性的少数者は、レズビアン（女性の同性愛者）、ゲイ（男性の同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）など性的指向（人の恋愛・性愛の対象の方向）の少数派や、出生時の性と自認する性が一致しないトランスジェンダー（合わせてLGBT）、性的指向や性自認が定まっていないクエスチョニングの人たちなどのことをいい、さまざまな性のあり方が存在します。また、広い意味でのトランスジェンダーの中に性同一性障がいも含まれます。性同一性障がいとは、生物学的な性と心の性が明確に異なり、あるべき性へ身体を適合させたいと望む状態に対して下される医学的診断名です。

LGBTは日本の人口の約8パーセント（約13人に1人）を占めると言われ身近な存在と言えますが、性的少数者に対する誤った認識や強い偏見があり、学校、職場、地域などで生きづらさを感じていたり、周囲の人に打ち明けられずに苦悩している人もいます。また、性の区分を前提にした社会生活、制度上の制約などさまざまな問題があることから、この解消に向けた取組を推進していくことが必要です。

国においては、性同一性障がい者の社会生活上の不利益を解消し、人権を擁護する観点から、平成16年（2004年）に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、一定の基準を満たした場合には、家庭裁判所の審判を経て戸籍の性別変更が認められることになり、平成20年（2008年）にはその条件を緩和する法改正も行われました。

平成30年（2018年）には、世界保健機関（WHO）が「国際疾病分類」の改定を行い、性同一性障がいを「精神疾患」から外し「性の健康に関連する状態」という分類に入れるとともに、厚生労働省は「性別不合」との仮訳を示しました。

自治体においては、平成27年（2015年）に、東京都渋谷区と世田谷区で同性パートナーシップ制度が始まり、導入を検討する自治体も増えているほか、複数の企業が同性パートナーにも配偶者と同様の福利厚生制度を適用するなどの取組も進んでいます。本市においても、今後検討していく課題であると考えます。

また、近年、国連を中心にSOGIE SC（ソジースク）という考え方が広まりつつあります。SOGIE SCとは、「性的指向」（Sexual Orientation）・「性自認」（Gender Identity）・性表現（Gender Expression）・性的特徴（Sex Characteristics）の4つの要素の頭文字から取った言葉で、LGBTをはじめとする性的少数者のみならず異性愛者なども含むすべての人が関わる広い概念です。

本市では、阿南市人権教育・啓発市民講座等で性的少数者の人々の人権に関する研修を行うとともに、一人ひとりが自分の問題として自分のSOGIESCについて考え、性の多様性を認める社会の実現に向け、啓発に取り組んでいきます。

(2) 施策の基本的方向

性的少数者に対する偏見や差別意識をなくし、多様な性のあり方があることをより多くの人々が認識し理解が進むよう、またどのようなSOGIESCであっても平等に人権が尊重され、自分らしく生きることが当たり前となるよう、研修会等を開催するなどして、なお一層教育・啓発の推進に努めます。

9 犯罪被害者等

(1) 現状と課題

犯罪被害者やその家族は、生命・身体・財産上の直接的な被害だけでなく、被害を受けたことによる精神的な苦痛や、捜査・裁判の過程での精神的負担が大きく、更にマスメディアによる過剰な取材や報道、プライバシー侵害、名誉毀損、周囲の噂話や中傷などによる私生活の侵害など、被害後に生じるいわゆる二次的被害といわれているさまざまな問題に苦しんでおり、これらの人に対しても理解と協力が必要です。

このような実態を踏まえ、平成16年(2004年)12月「犯罪被害者等基本法」の制定などにより、犯罪被害者等の権利や利益を保護するための制度の整備がなされてきました。

そして、平成17年(2005年)12月には犯罪被害者等のための施策の大綱を定めた「犯罪被害者等基本計画」が閣議決定され、現在は第3次犯罪被害者等基本計画に沿って着実に取り組みが進められ、平成30年(2018年)4月から、幼い遺児に係る遺族給付金の引上げ等を内容とする犯罪被害給付制度の拡充も行われています。

本市においても犯罪被害者等やその家族の人権が保障されるよう、県等との連携による施策の推進に努めます。

(2) 施策の基本的方向

① 犯罪被害者等の人権の配慮に向けた教育・啓発の推進

市民一人ひとりが犯罪被害者等の人権に配慮した社会の実現をめざし、犯罪被害者等への理解を深めるための教育・啓発に努めます。

② 犯罪被害者等に対する支援の充実

県犯罪被害者連絡協議会や各警察署単位の犯罪被害者支援連絡協議会を柱とした関係機

関・団体、個人との連携強化による支援の輪を広げるよう努めます。

10 刑を終えて出所した人や家族

(1) 現状と課題

刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別は根強いものがあり、本人に更生意欲がある場合においても就職に際しての差別や住居等の確保の困難さ、悪意のあるうわさの流布などの問題が起きています。刑を終えて出所した人であることを理由に、就職をはじめ社会復帰の機会から排除することは人権にかかわる問題です。

これらの人が社会復帰を図るためには、本人の強い意志や行政機関の働きかけのみならず、家族や職場、学校等、地域など周囲の人々の正しい理解と協力が不可欠です。

(2) 施策の基本的方向

刑を終えて出所した人への差別や偏見の解消をめざし、関係機関や保護司会などの更生保護を目的とする関係団体と連携・協力して、教育・啓発の推進に努めます。

11 インターネットによる人権侵害

(1) 現状と課題

近年、インターネットにおける人権侵害においては、高度情報化社会を背景として、インターネットの匿名性や情報発信の容易さから、インターネット上の電子掲示板やホームページ・SNSに人権を侵害する情報の書き込みが増加し、また情報を不用意かつ安易に拡散する状況が被害を拡大させています。インターネットやSNS上の情報は二次情報（引用や伝聞、あるいは加工・編集した情報）である場合が多いため、正しい情報かどうか、また新しい情報かどうか等を見極めることが重要です。

国においては、平成14年（2002年）にインターネットでプライバシーや著作権の侵害があったときに、プロバイダ等が負う損害賠償責任の範囲や発信者情報の開示を請求する権利等を定めた「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」が施行されました。また「名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」により、重大な人権侵害事案については、法務省人権擁護機関がプロバイダ等へ書き込みの削除要請を行うことができるなど、被害者の迅速な救済がはかられるようになりました。

本市において、重大な人権侵害事案が発生した場合には、法務局や県等の関係機関と連携しながら迅速な対応を行います。

(2) 施策の基本的方向

インターネットによる人権侵害の被害者にも加害者にもならないよう、インターネット利用

者一人ひとりに対して、個人の名誉やプライバシーに関する正しい理解を深めるための啓発活動やメディアリテラシー※34を含む教育の充実に努めます。

1 2 北朝鮮による日本人拉致問題等

(1) 現状と課題

1970年代から1980年代にかけて、多くの日本人が不自然な形で行方不明となりましたが、これらの事件の多くは、朝鮮民主主義人民共和国（以下「北朝鮮」という。）による拉致の疑いが濃厚であることが明らかになったため、日本政府は機会あるごとに北朝鮮に対し拉致問題を提起してきました。平成14年（2002年）10月15日に、政府認定の拉致容疑事案の17人〔令和元年（2019年）8月現在〕のうち5人が日本へ帰国したものの、未帰国の被害者の安否は依然として不明であり、日本人拉致事件の全体像もいまだに解明されていません。

こうした中、平成17年（2005年）の国連総会決議を踏まえ、平成18年（2006年）6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が制定されました。平成26年（2014年）5月、スウェーデンのストックホルムにおいて、北朝鮮は「拉致問題は解決済み」としてきた立場を改め、「特別調査委員会」を設置し、拉致被害者を含む日本人行方不明者の全面的な調査を行うと約束、日本政府は、その代わりに独自の制裁措置の一部を解除することで合意しました（ストックホルム合意）。しかし、平成28年（2016年）2月、北朝鮮による核実験と弾道ミサイルの発射で、日本政府が再び独自制裁を決定すると、北朝鮮は調査中止と特別委員会の解体を発表しました。

警察庁では、令和元年（2019年）8月7日現在、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない行方不明者は881人としています。

日本政府は、各国に対し理解と協力を呼びかけるとともに、引き続き北朝鮮に対し、ストックホルム合意の履行を求めつつ、すべての拉致被害者を一刻も早く帰国させるよう強く求めています。

このように、あらゆる人権問題の解決のためには国際的な連携と協力が不可欠であり、本市においても常に国際的な視野を保ちながらあらゆる人権問題の解決をめざし、必要に応じて諸施策の中で積極的に啓発していくことが大切です。

(2) 施策の基本的方向

拉致被害者の即時帰国を含めた拉致問題の早急な解決のためには、国民及び国際社会の理解と支持が不可欠であり、その関心と認識を深める教育・啓発を推進していきます。

1 3 アイヌの人々

(1) 現状と課題

アイヌの人々は、かつて北海道を中心に先住していた民族であり、固有の言語であるアイヌ語や伝統的な生活習慣など独自の豊かな伝統や文化を持った民族です。しかしながら、過去の

同化政策などにより、民族としての誇りの源泉である多くの文化が失われてきました。また、アイヌの人々の歴史や文化への無関心や誤った認識から、結婚や就職等における差別や偏見が依然として存在しています。

このような状況のなか、アイヌ民族を初めて先住民族として明記し、アイヌ文化の振興に向けた交付金制度の創設等を盛り込んだ「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が、平成31年（2019年）4月に国会で成立しましたが、国連宣言で民族の権利とされた自決権や教育権等は盛り込まれませんでした。

私たち一人ひとりが、アイヌの人々の伝統等について理解と認識を深め、その人権を尊重していくことが重要です。

（2）施策の基本的方向

アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図るため、その独自の文化や伝統に対し、正しい理解と認識を深める教育・啓発を推進していきます。

14 さまざまな人権課題

（1）現状と課題

以上のほかにも、私たちの社会には今なおさまざまな人権問題が存在しており、沖縄における人権侵害や冤罪被害者の人々の人権侵害、マスメディアの行き過ぎた取材や報道による人権侵害、ホームレスになることを余儀なくされた人々の人権侵害など、当事者にとって深刻な問題を生じています。

また、大規模災害等が発生した時、通常の生活の中では感じたことのない不安感やストレスを感じ、その結果、特に高齢者、障がい者、外国人、女性、子ども、病気の人、妊産婦といった立場の人に人権侵害が起きやすい可能性があります。災害発生時において、多くの市民の直面する生命と生活の危機にどう対処するかということも、すべての人々の人権が尊重されるまちづくりを考える上で重要な課題です。

今後、市民の多様な価値観やライフスタイル、国内及び国外の社会情勢の変化に柔軟に対応し、今までの枠組みにとらわれず新たな人権課題が生じた場合にも積極的に取り上げるなどして、時代に即応した啓発を進めていくことが重要であると考えます。

第5章 人権施策の効果的な推進

1 推進体制

人権施策を総合的かつ計画的に推進するため、市長を本部長とする「阿南市人権施策推進本部」を中心として、関係部課の緊密な連携の下に、この基本方針を推進します。

関係部課は、この基本方針の趣旨を十分踏まえ、その所掌する施策に関し、体制の整備や充実を図りながら、計画的に推進していきます。

特に、市職員は、職務上、市民の人権に深く関与することが多いことから、すべての部課で全職員が率先して取り組んでいくという意識を徹底し、自らの業務を通して人権尊重意識の高揚に努めるとともに、公権力の行使による人権侵害などにも十分配慮して、市民の人権擁護を図っていくことが重要です。また、市職員相互の関係における人権問題の対応にも努めます。

したがって、市職員の体系的な人権問題研修と日常業務に即した各職場単位での工夫を凝らした人権問題研修に努めます。

2 国、地方公共団体及び関係諸団体との連携

この基本方針に基づき、人権施策を効果的に推進していくためには、社会全体の取組との連携が必要であり、国、徳島県、市町村及び企業、NPO法人をはじめとする関係諸団体と緊密な連携を図っていきます。

(1) 国、徳島県、市町村との連携

人権施策を効果的に推進するため、徳島地方法務局、阿南市人権擁護委員連合会、徳島県及び関係市町村と連携を図っていきます。

(2) 関係企業・諸団体等との連携

阿南市人権教育協議会をはじめ、企業やNPO法人等の民間団体となお一層の連携を図り、協働と参画の視点を大切にしながら人権施策を推進していきます。

3 進行管理

この基本方針の推進に当たっては、基本方針に基づく施策の推進状況を明らかにする報告書を作成し、公表することで適正な進行管理を図りながら、実効ある取組へとつなげていきます。

4 基本方針の見直し

今後の人権問題をめぐる状況や国及び徳島県における人権に関する施策の実施状況、社会情勢の変化、さらには、本市の人権施策の推進状況等を十分勘案した上で、必要に応じた調査を行い公表し、基本方針の見直しを行います。